特許庁	二、八九五人
中小企業庁	二〇五人
合計	八、五八二人

附　則

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十三年九月三十日までの間	四、三〇二人
特許庁	平成二十三年九月三十日までの間	二、九〇二人

○国土交通省令第三十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四一、八一八人	

イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 / 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省内部部局	九人	三二人	五六人	五四人	二一七人	一四〇人	一一九人	三五六人	七一人	一二人
防衛大学校	一	一	二	九	一五	一二	三三	四七	四八	四
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	九	三四	六九	一六	四
防衛研究所		一	二	三	八	二	一八	五	一	
統合幕僚監部			二	一	一	八	一三	四七	二	二
陸上自衛隊		一	一七	三五	二九六	五〇二	七〇一	二、〇〇四	一、〇四八	一一七
海上自衛隊			五	二〇	一四一	一八六	二七七	八九八	五七一	一八七
航空自衛隊			三	一五	一〇九	一九七	二三八	八七四	四九九	一五三
情報本部		五	一〇	一一	二五	二九	四四	一九一	一〇二	四一

観光庁	一〇二人
気象庁	五、四五四人
運輸安全委員会	一七七人
海上保安庁	一二、六七一人
合計	六〇、二二二人

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十三年九月三十日までの間	四一、九四一人

○防衛省令第五号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　防衛大臣　北澤　俊美

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一陸上自衛隊の項中「六六」を「七五」に改める。

別表第二イの表を次のように改める。